

さいたま市告示第 1 5 9 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 4 号及び第 9 号並びに同法第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 4 号及び第 9 号の規定により、指定の取消を次のとおりしたので、同法第 7 8 条第 3 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 3 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 o n e h a n d
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 9 号
- (3) 代表者 代表理事 黒須 利紀

2 対象事業所

- (1) 事業所名 訪問看護ステーション Arche
- (2) 事業所所在地 埼玉県さいたま市大宮区下町 2 丁目 3 番地 9 F I N O
- (3) 介護保険事業所番号 1 1 6 6 5 9 2 0 7 5
- (4) サービスの種類 訪問看護、介護予防訪問看護

3 処分の内容

指定取消

4 指定取消年月日

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 6 5